

1 か月当たりの補導回数及び支払い方法について、阪神7市の比較ができる資料

学校教育部 青少年センター

### 補導委員活動内容及び支払方法一覧

項目	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
補導委員の活動内容	月4回程度	月3回 (1回1時間 30分程度)	月2回程度	月3回程度の補導活動 研修・連絡会等への参加等	月4回程度 (大半の方はそれ以上の活動内容)	2か月に1回	月2回以上の活動
支払方法	6行政地区の少年補導委員連絡会会長に年4回口座振込	個人に口座払い (2か月に1回)	事業委託者(芦屋市青少年愛護委員会)に年2回口座払い 個人に現金払い	個人に口座払い	個人に口座払い	各地区ごとに現金払い	個人に口座払い